

Q 不法電波って何ですか？

A 不法無線局から出される電波をいいます。

電波の利用には、無線局の免許が必要です。免許が無いのに開設した無線局は不法無線局となります。この不法無線局から出される電波を「不法電波」と呼んでいます。

Q 不法に電波を使うと、罰せられるのですか？

A 不法に電波を使うと罰せられます。

不法に電波を使うと、電波法違反となり、不法無線局を開設した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、また、不法電波で重要な無線通信を妨害すると、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

不法電波は犯罪です。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。
電波のルールは、みんなで守りましょう。



無線機の使用には技適マークの確認を！

コードレス電話、特定小電力トランシーバー、無線LAN機器などの無線機を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください。（技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります。）

技適マークの付いていない外国製などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。

※旧タイプの技適マーク(S62.10~H7.3)も有効です。



不法電波、許さないよ！！



電波の利用には、原則 免許が必要！

無線機の使用には、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

(例)アマチュア無線：無線局の免許、無線従事者の資格

※微弱な電波を使用する機器など、一部免許が不要なものもあります。
詳しくは最寄りの総合通信局までお問い合わせください。



外国規格の無線機は国内で使用できません。

近年「FRS」「GMRS」「UHF-CB」などの外国規格の無線機が、通信販売やインターネットオークションなどで流通しています。これらの無線機が使用する電波は、日本国内では、防災行政用無線や放送業務用無線などの重要な無線に使われており、使用することにより、電波妨害を与えるおそれがあるため、国内での使用は禁止されています。購入・使用には十分注意してください。

チェックポイント

- 無線機を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。

不法電波は取り締まっています。

総務省では、快適な電波利用環境の維持のために、不法電波などの取締りを電波監視システム「DEURAS(デューラス)」を整備して行っています。

「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や、不法無線局探索車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを探し出すシステムです。

デューラスシステムの構成



■詳しくは「総務省 電波利用ホームページ」へ <http://www.tele.soumu.go.jp/> 電波利用 検索